

○厚生労働省告示第三十四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十三条の規定に基づき、フオークリフト運転技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条中「別表第二十第十八号」を「別表第二十第十七号」に改める。